

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正について（報告）

東日本大震災への復興支援の一環として、滋賀県環境影響評価条例（以下「アセス条例」）に基づく対象事業のうち、工場・事業場（以下「工場等」）の新增設に係る事業について、同条例施行規則を改正する。

【内容について】

工場等の新增設に係るアセスの要件のうち、規模に係る要件（要件③）を改正する。
この改正は、今後3年間に、工業団地において工事着手するもののみ適用する。

*工場等に係るアセスの要件

次の①～③の要件をすべて満たす工場等の新增設の事業は、アセスの対象事業となる。

- ①大気汚染防止法、水質汚濁防止法または騒音規制法に基づく届出対象施設を有している。
- ②製造業、ガス供給業または熱供給業に係るもの。
- ③以下のいずれかの規模の新增設を伴うもの。

	排水量 (m ³ /日)	敷地面積 (ha)	燃料使用量 (kL/時間)
現行	2,000	10	3



改正案	5,000	20	10
-----	-------	----	----

【改正案について】

付則

3 条例別表第15号に掲げる事業のうち、工業団地において行う事業であって平成23年〇月〇日から平成26年〇月〇日までの間に当該事業に係る工事に着手するものについての別表第1の15の項の適用については、同項中「2,000立方メートル」とあるのは「5,000立方メートル」と、「3キロリットル」とあるのは「10キロリットル」と、「10ヘクタール」とあるのは「20ヘクタール」とする。

【考え方について】

○工業団地における工場等の新增設の事業については、以下の通り影響が限定的である。

- ・近年のアセス案件においては、動植物および工事中の水質汚濁がしばしば懸案となるが、工業団地においては、これらの環境要素が課題となる可能性は低い。
- ・工業団地は、主として工場を設置させる目的で先行的に造成されたものであり、その地に工場が立地することについて、一定の合意形成が得られている。
- ・工場稼働中の環境影響については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、県条例等の規制法令に基づく対応がなされる。

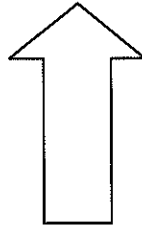
○改正後の規模要件については、近隣府県と同レベルにあわせるものとする。

（敷地面積および燃料使用量については、近隣府県の平均レベルとし、排水量については、近隣府県の要件のうち最も厳しいレベルとする）。

○規模要件の改正については、東日本大震災への復興支援の一環として実施するため、今後3年間に限って適用するものとする。

工場等におけるアセス規模要件の検討

滋賀県	排水量 (m ³ /日)	敷地面積 (ha)	燃料使用量 (kL/h)
現行	2000	10	3



滋賀県	排水量 (m ³ /日)	敷地面積 (ha)	燃料使用量 (kL/h)
改正案	5000	20	10

近畿抜粋	排水量 (m ³ /日)	敷地面積 (ha)	燃料使用量 (kL/h)
三重県	5000	20	8.7
岐阜県	10000	20	8.8
福井県	10000		10
京都府	10000		15
大阪府	10000		4
兵庫県	10000	(100)	15
奈良県	5000	15	3.5
和歌山県	10000		15
平均	8750.0	18.3	10.0

近隣府県における工場・事業場に係るアセス規模要件の状況を踏まえて設定

* 三重県、岐阜県、奈良県については、排ガス量を一定の条件のもと燃焼能力に換算した。

* 三重県については、特別地域以外の要件。

* 岐阜県については、第二種事業の要件。

* 兵庫県の場合は面積要件は考慮しない。

【アセス条例施行規則別表第1より】

事業の種類	要件
12 条例別表第12号に掲げる事業 ^(注1)	工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地(以下単に「工業団地」という。)の造成の事業(事業区域の面積が20ヘクタール(当該事業区域に森林地域が15ヘクタール以上含まれる場合にあつては15ヘクタール、自然公園区域が1ヘクタール以上含まれる場合にあつては10ヘクタール)以上であるものに限る。)
15 条例別表第15号に掲げる事業 ^(注2)	<p>大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場(以下「工場等」という。)の新設または増設の事業(条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であつて、知事が別に定めるものを除く。)であつて、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場等の新設であつて、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水(専ら冷却の用に供された後に排出される水を除く。以下同じ。)の1日当たりの平均的な量が2,000立方メートル以上であるもの</p> <p>(2) 工場等の増設であつて、1日当たりの平均的な排水の量が2,000立方メートル以上増加するもの</p> <p>(3) 工場等の新設であつて、当該工場等において1時間当たり使用する最大の燃料の数量(発熱量39メガジュールに相当する当該燃料の数量が重油1リットルに相当するものとして、重油の数量に換算した数量をいう。以下同じ。)が3キロリットル以上であるもの</p> <p>(4) 工場等の増設であつて、当該工場等において1時間当たり使用する最大の燃料の数量が3キロリットル以上増加するもの</p> <p>(5) 工場等の新設であつて、当該工場等の敷地の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(6) 工場等の増設であつて、当該工場等の敷地の面積が10ヘクタール以上増加するものまたは10ヘクタール以上の土地の形状の変更を伴うもの</p>

注1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業

注2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設その他の施設を有する工場の新設および増設の事業(第5号および第6号に該当するものを除く。)

【工場等におけるアセスの実績】

○工場等の新增設の事業

根拠	手続期間	内容	排水量	敷地面積	燃料使用量
	(計画書提出*から評価書公告まで)				
要綱 ^(注1)	S60～S63	工場の設置	—	1	—
	H2～H6	工場の増設	—	1	—
	H7～H8	工場の設置	—	1	—
条例 ^(注2)		(案件なし)	—	—	—
		合計	0	3	0

○工場等の新增設以外の事業

根拠	手続期間	内容	件数
	(計画書提出*から評価書公告まで)		
要綱 ^(注1)	H10～11	火力発電施設(ガスタービン)の増設	1
条例 ^(注2)	H15～17	火力発電施設(ガスタービン)の設置	1

注1：滋賀県環境影響評価に関する要綱（S56～H11）に基づくもの

注2：滋賀県影響評価条例（H11.6.12施行）に基づくもの